

(1) 教育長報告

年月日	曜	時刻	行事名	場所
19/03/25	月	14:00	教育委員会定例会	都南分庁舎 教育委員会室
19/03/26	火	18:30	教育委員会懇談会	サンセール盛岡
19/03/27	水	13:00	【市議会】定例会最終日	本庁舎 議場
		16:00	岩手県教育委員会教職員課転出者挨拶来訪	都南分庁舎 教育長室
		16:10	盛岡教育事務所転出者挨拶来訪	都南分庁舎 教育長室
		18:00	市議会議員との懇親会	盛岡グランドホテル
19/03/28	木	13:00	辞令交付式(割愛退職者)	都南分庁舎 研修室
		13:10	辞令交付式(定年・勸奨退職者出向辞令:課長級以上)	都南分庁舎 研修室
		13:20	辞令交付式(校長等)	都南分庁舎 研修室
		15:30	退職校長「茶話会」	都南分庁舎 大会議室
19/03/29	金	9:30	盛岡市退職者辞令交付式(定年・勸奨退職者)	勤労福祉会館 5階大ホール
		10:30	【協議会】退職教職員感謝状贈呈式	県民会館 中ホール
		14:00	退職者辞令交付式(普通退職者)	都南分庁舎 研修室
		14:10	出向者辞令交付式(課長級以上)	都南分庁舎 研修室
		18:00	退職者を囲む会(市職員互助会)	サンセール盛岡
19/03/30	土			
19/03/31	日			
19/04/01	月	10:15	辞令交付式(割愛, 異動:課長級, 非常勤:課長級, 新採用)	勤労福祉会館 3階研修室
		11:30	永年勤続表彰式	勤労福祉会館 5階大ホール
		14:00	新年度仕事始め式(教育長挨拶)	都南分庁舎 研修室
		14:30	異動校長等辞令交付式	都南分庁舎 研修室
19/04/02	火	11:30	スクールガードリーダー辞令交付	都南分庁舎 教育長室
		13:00	櫻, 宮川議員来訪	都南分庁舎 教育長室
19/04/03	水	13:10	岩手県教育委員会教育長外来訪	都南分庁舎 教育長室
		16:00	岩手県教育委員会教職員課総括課長外来訪	都南分庁舎 教育長室
		16:10	盛岡教育事務所転入者挨拶来訪	都南分庁舎 教育長室
19/04/04	木	9:30	市立高校職員会議	市立高校
		11:00	岩手大学教育学部・教職大学院多田特命教授来訪	都南分庁舎 教育長室
19/04/05	金			
19/04/06	土	10:00	盛岡市立高校入学式	市立高校
19/04/07	日			
19/04/08	月	15:30	岩手県教育委員会教職員課総括課長外来訪	都南分庁舎 教育長室
19/04/09	火	15:00	第1回市内校長・園長会議	サンセール盛岡
		17:40	退職校長感謝状贈呈式	サンセール盛岡
		18:30	盛岡市小中学校校長会歓送迎会	サンセール盛岡
19/04/10	水	9:30	盛岡市立小中学校副校長会議(教育長講話)	都南分庁舎 大会議室
		15:30	【協議会】全国都市教育長協議会文部科学省挨拶	文部科学省(霞が関)
19/04/11	木	11:00	【協議会】全国都市教育長協議会 第1回常任理事会	全日本中学校長会館(西新橋)
		13:00	【協議会】全国都市教育長協議会 第1回理事会	全日本中学校長会館(西新橋)
		18:00	盛友会懇親会	喜の字
19/04/12	金	9:30	盛岡市立小中学校初任者研修①	先人記念館
19/04/13	土	10:00	第108回啄木忌法要	宝徳寺

年月日	曜	時刻	行事名	場所
19/04/14	日			
19/04/15	月			
19/04/16	火	15:00	盛岡市立小中学校転入職員研修会	都南分庁舎 大会議室
19/04/17	水	9:30	H31第1回管内教育長会議並びに第1回管内学校教育担当課長会議	盛岡地区合同庁舎 8階講堂
		13:00	管内小中学校長会議開会行事	盛岡地区合同庁舎 8階大会議室
		15:00	【市長代理】岩手の高校教育を考えるフォーラム	プラザおでつて 3階おでつてホール
19/04/18	木	11:15	【協議会】第1回東北都市教育長協議会役員会	グリーンピア三陸みやこ
		13:30	【協議会】第70回東北都市教育長協議会定期総会・研修会	グリーンピア三陸みやこ
19/04/19	金	13:30	平成31年度市政推進懇談会～16:00	総合福祉センター 4階講堂
19/04/20	土	11:00	米内光政追悼会	円光寺
19/04/21	日			
19/04/22	月	庁議 終了後	平成31年度第1回男女共同参画推進本部会議	本庁舎 403会議室
		16:30	盛岡教育事務所管内教育振興協議会理事会・幹事会①	サンセール盛岡
		17:30	盛岡教育事務所管内教育振興協議会懇親会	サンセール盛岡
19/04/23	火	10:30	学力向上推進委員会①	都南分庁舎 大会議室
19/04/24	水	14:00	転入校長・副校長研修会【教育長講話】	先人記念館
		16:00	岩手県小学校長会役員来訪	都南分庁舎 教育長室
19/04/25	木	10:00	岩手育英会奨学生選考委員会	都南分庁舎 教育委員会室
		15:00	県教育委員会と市町村教育委員会との意見交換・懇親会	サンセール盛岡
19/04/26	金	13:00	岩手県中学校長会総会	サンセール盛岡
		14:00	教育委員会定例会	都南分庁舎 教育委員会室

(2) 市教育委員会指定校並びに学校公開校について

1 目的

学校教育課題の具体的、実践的な解決を図り、学校教育の充実・改善に資するために学校を指定して教育研究を委嘱する。

2 実施方法

- (1) 市の指定期間は原則3年間とする。
- (2) 指定最終年度に研究の成果を公開し、その普及を図る。

3 指定内容

- (1) 教育課程一般（学力向上）
- (2) 各教科及び領域
- (3) 小中一貫教育

4 盛岡市指定公開校

No.	学校名	指定年度	教科等	公開期日	備考
1	中野小学校	29～31	社会科 生活科 特別支援	10月4日（金）	半日（午後） 公開
2	土淵小学校 土淵中学校	29～31	理科	11月6日（水）	半日（午後） 公開
3	仁王小学校	31	教育課程一般 （学力向上）	6月14日（金）	全日公開
4	緑が丘小学校	31	教育課程一般 （学力向上）	6月21日（金）	全日公開
5	下小路中学校	30～32	教育課程一般 （学力向上）	32年度（予定）	
6	大宮中学校 本宮小学校 太田小学校 太田東小学校	31～32	小中一貫教育	32年度（予定）	
7	河南中学校	31～33	教育課程一般 （学力向上）	33年度（予定）	

5 県研究指定・文部科学省事業・各種研究大会 等

No.	学校名	指定年度	教科等	公開期日	備考
1	厨川小学校	29～31	外国語活動 外国語科	10月11日（金）	県指定「小学校における英語教育」推進モデル指定研究事業
2	玉山中学校 玉山小学校	31～33	小中一貫教育	33年度（予定）	県指定「小中連携教育」推進モデル指定研究事業

6 自主公開校

No.	学校名	教科等	研究主題	公開期日
1	城南小学校	国語科 特別支援	言葉とかかわり、言葉でつながっていく子ども 一言葉の力を生かして、考え、伝え合う授業づくりを通して	10月31日（木）
2	上田中学校	道徳科 総合的な学習の時間 特別活動 特別支援	学習しつづける力を高めるための研究 —「生徒が主役の授業」のあり方—	9月20日（金）

議案第1号

盛岡市立小中学校学校給食基本方針の改定について

盛岡市立小中学校学校給食基本方針を別紙のとおり改めるものとする。

平成31年4月26日提出

盛岡市教育委員会教育長 千葉 仁 一

提案理由

盛岡地域の中学校において行われている給食自由選択方式について、その実施方法を見直すとともに、修正が必要な他の項目と併せて「盛岡市立小中学校学校給食基本方針」の改定を行うものである。

主な改定箇所は、二重下線で記しています。

盛岡市立小中学校 学校給食基本方針 (案)

平成25年12月24日

平成31年 月 日改定

盛岡市教育委員会

目 次

1	はじめに	2 P
2	給食の実施内容	3 P
3	施設・設備の整備・維持	4 P
4	調理等業務の運営	5 P
5	食に関する指導	5 P

[語句の定義]

本方針で使用する語句の定義は、次のとおり。

- (1) 運営方法：完全給食やミルク給食等の学校給食の区分，実施方式等を含めた全体の運営をいう。
- (2) 完全給食：学校給食の区分の1つで，給食内容がパン又はご飯（これらに準ずる小麦粉食品，米加工食品その他の食品を含む。），ミルク及びおかずである給食のこと。
- (3) 給食自由選択方式（選択制給食）：盛岡地域の中学校の一部で実施されている給食で，弁当等を持参するか盛岡市教育委員会が提供する給食のいずれかを選択できる制度のこと。盛岡市では完全給食の一つの形態としている。
- (4) 地場産食材：盛岡を中心とした，岩手県内で生産，加工された食材のこと。
- (5) 共同調理場：1つの調理場から複数の学校に給食を提供する実施方式の調理場のこと。
- (6) 単独調理場：学校に併設された（あるいは校舎の1室が）調理場で，その学校のみ給食を提供する実施方式の調理場のこと。
- (7) ドライシステム：調理場内の床を極力濡らさないで作業ができるように施設及び設備を整備し，跳ね水による二次汚染の防止や細菌等が生存，繁殖がしにくい環境を維持し，食中毒の発生要因を少なくするシステム。
- (8) 盛岡地域：旧都南村及び旧玉山村の区域を除く地域をいう。
- (9) 児童生徒：児童は小学生，生徒は中学生をいう。
- (10) 学校給食法：学校給食の実施について定めた法律（昭和29年6月3日法律第160号）
- (11) 学校給食衛生管理基準：学校給食法に定められた，学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な基準（平成21年3月31日文科科学省告示第64号）
- (12) 学校給食実施基準：学校給食法に定められた，学校給食の実施に伴う児童生徒に必要な栄養量等の基準（昭和29年9月28日文科省告示90号）
- (13) 学校生活管理指導表：文科科学省が監修した「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン（公益財団法人日本学校保健会作成）」に基づいて，児童生徒が安全な学校生活をおくるために必要な，医師が診断した症状や生活上の留意点を記載する記録表
- (14) 食品衛生法：食品の安全性の確保について定めた法律（昭和22年2月24日法律第233号）

1 はじめに

盛岡市では、学校給食法第2条における学校給食の目標の達成のため、現在及び将来の社会状況、学校給食の施設・設備の状況、市の財政状況の中でどのような施策を進めていくべきかを改めて明確にすべく、学校関係者、保護者、行政機関、学識経験者で組織する盛岡市学校給食検討会を平成20年8月に設置し、盛岡市立小中学校の学校給食の今後のあり方について、調査検討を行った。

【学校給食法における7つの目標】

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

委員の様々な意見を集約する形で、平成22年3月にまとめられた「盛岡市学校給食検討会報告書」において、盛岡市の今後の学校給食のあり方を定める上で、基本とすべき4つの方向性及び留意点並びに課題が示された。

【盛岡市学校給食検討会が報告書で示した4つの方向性】

- 1 全ての盛岡市立小中学校において、選択制給食を含む完全給食を実施すること。
- 2 児童生徒の健全な成長及び健康の保持のため、給食の安全安心の確保に努めること。
- 3 学校給食を通じた食育の推進を図ること。
- 4 安定した学校給食の実施のため、合理的な運営方法のあり方を検討し、常に業務の効率化に努めること。

盛岡市は学校給食の目標を達成するために、「盛岡市学校給食検討会報告書」を尊重しながら、示された4つの方向性を土台として、盛岡市立小中学校の学校給食運営事業を実施してきた。

しかしながら、給食自由選択方式については、事業者の給食事業からの撤退等により、受託可能な業者は1者のみとなったため、実施校の拡大が困難な状況となった。

また、平成30年6月市議会定例会において、中学校給食における格差の解消と、給食自由選択方式による運営方法の見直しを求める「盛岡市の中学校給食の格差是正を求める決議」が、全会一致で可決された。

これらのことから、教育委員会では、民間事業者の状況、平成30年7月に設置した盛岡市学校給食懇話会の意見、盛岡地域の中学校を対象としたアンケート結果、市議会における決議等について総合的に検討し、盛岡地域の中学校給食について、これまでの給食自由選択方式を見直すこととし、新たに「盛岡市学校給食の4つの方向性」を次のとおり定める。

【盛岡市の学校給食の4つの方向性】

- 1 全ての盛岡市立小中学校において、完全給食を実施する。
- 2 児童生徒の健全な成長及び健康の保持のため、給食の安全安心の確保に努める。
- 3 学校給食を通じた食育の推進を図る。
- 4 安定した学校給食の実施のため、合理的な運営方法の在り方を検討し、常に業務の効率化に努める。

食育の推進に果たす学校給食の役割、児童生徒数の推移、学校適正配置の考え方、市の財政の見直し等を踏まえながら、この4つの方向性を土台として、盛岡市立小中学校の学校給食運営事業を実施するための基本方針を次のとおり定める。

2 給食の実施内容

(1) 完全給食の実施

全ての市立小中学校において、完全給食を実施する。

実施方法は、「全員に同じ給食が提供される方式」とする。ただし、盛岡地域の中学校給食については、新たな施設による供給体制が構築されるまでの間は、給食自由選択方式を継続し、給食の提供が中断されないよう配慮する。

(2) 献立の作成における基本的な考え方

献立の作成に当たっては、次の点に留意するものとする。

- ア 児童生徒の健康の保持増進を図るため、給食の栄養内容は、「学校給食実施基準」の別表「児童又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準」に準じる。
- イ 食に関する指導の教材として有効に活用できるものとする。
- ウ おいしく豊かな食の体験を通じて、学校生活が明るく楽しくなる料理内容及び品数とする。
- エ 児童生徒が多くのお食文化に触れ、理解を深めることができるよう工夫する。
- オ 主食は、米飯又はパンを原則とし、週3.5回以上は米飯とするよう努める。
副食は、主食とのバランスを考慮する。
- カ 献立作成委員会（学校保健委員会等を含む。）において、保護者や教職員等の意見を十分に確認する。

(3) 食物アレルギーへの対応

学校給食における食物アレルギーへの対応については、食物アレルギーのある児童生徒の増加に伴い、各調理場における対応が複雑化していることから、児童生徒の安全を第一に考え、安全安心な学校給食を安定的に提供するため、学校給食調理場における食物アレルギー対応の基本方針を別に定め、関係機関と連携しながら対応する。

(4) 食材

- ア 安全安心な食材の利用を心がけるとともに、保護者の負担に配慮して、経済的かつ公正な方法により、食材の購入に当たるよう努める。

- イ 地場産食材を積極的に利用することにより、児童生徒が身近な地域の食文化や産業などに対して理解を深めることができるよう努める。
- ウ 規格外野菜の利用等、農産物を有効活用し、併せて食材購入費の節減を図る。
- エ 「盛岡市食育推進計画」の給食における県産食材活用割合の指標が達成されるよう努める。
- オ 地場産食材の使用割合の向上に当たり、価格、規格、量及び納期等にかかる課題を解決するため、生産者団体等との協力連携に努める。
- カ 使用する食品等について、「学校給食衛生管理基準」に基づいて、理化学検査又は微生物検査等を定期的に実施する。

3 施設・設備の整備・維持

(1) 実施計画の策定

施設の整備に当たっては、5年毎の実施計画を策定する。

計画の策定に際しては、「盛岡市公共施設保有の最適化と長寿命化のための基本方針」に基づき、児童生徒数の推移、施設の老朽化や運営の状況、市の財政状況、その他の社会的状況を考慮し、「盛岡市小中学校適正配置基本計画」や今後実施される小中学校の施設整備との調整を図るものとする。

(2) 調理場施設の整備

共同調理場を中心とした供給体制を構築することとし、既存の調理場の有効活用を図りながら、都南学校給食センターをはじめとする老朽化した各調理場について、適正な規模、配置などを検討し、新たな調理場の整備による施設の集約化や既存の施設の改築等を進める。

(3) 新築又は改築する調理場の整備方針

今後の調理場施設の整備に当たっては、次の事項に留意する。

- ア ドライシステムへの対応、作業内容等に応じた作業室の区分、適切な調理機器・設備の設置、必要な配送車両の配備など、「学校給食衛生管理基準」に準拠した施設設備とすること。
- イ 食物アレルギー対応について、専用の調理室等を設け、給食が安全に提供できる施設とすること。
- ウ 地球環境に配慮するとともに、災害時を想定した設備とすること。
- エ 施設の整備は、老朽化の状況等を考慮しながら順次行うこととし、建設等の工事期間中については他調理場からの給食の供給を実施するなど、長期にわたる給食提供の停止を伴わないよう進めること。
- オ 共同調理場には、複数献立の調理を行うことができる設備を整備するなど、食中毒事故等のリスク分散の対策をとること。
- カ 共同調理場は、見学・研修室等を設けるとともに、各学校への訪問指導や栄養相談を充実させるための栄養士の配置、指導用の教材や資料等の作成及び提供等、小中学校における食に関する指導（食育）を支援する施設とすること。
- キ 単独調理場の改築は、現在の敷地内において支障なく建設することが可能である場合に、建設費及びその後の運営にかかる経費が過大なものとならないように行うこと。

(4) 既存調理場の維持方針

新たな共同調理場の開設又は施設の改築までの期間、設備投資や中・大規模な施設改修は行わず、小規模修繕又は設備更新により対応する。

ただし、国の指導等に基づく衛生管理又は食物アレルギー対応のための改修や調理食数の増加の場合等は、必要な対応を行う。

4 調理等業務の運営

既存の共同調理場は、これまでと同様に施設の管理、献立の作成、食材の調達等は市が直接行い、調理や配送業務等は民間委託により運営を行う。

既存の単独調理場は、資産の有効活用を図りながら、直営方式で運営を行う。

調理場の新築又は改築に当たっては、業務の民間委託や直営方式等、様々な運営方法について検証し、最も効率的かつ合理的な方法を選定する。

委託を実施するに当たっては、受託希望業者に対する事前審査による適正な業務能力の確認、委託中の事業者に対する監督や指導により、適切な業務が行われるように管理を行う。

5 食に関する指導

(1) 学校給食を通じた食に関する指導

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供するとともに、各学校で定める「食に関する指導の全体計画」に基づいた指導に役立つものとする。

また、学校給食が生産、流通、調理、ごみの処理など様々な人たちの活動により支えられていることについて、直接・間接的なふれあいなどを通じて学べる機会を設けるよう努める。

(2) 学校における食に関する指導の支援

栄養士は学校と連携し、各学校における食に関する指導の計画等に基づき、児童生徒に対する指導に当たる。

調理場は学校で行われる食に関する指導の補助等の支援を行う。

栄養士、調理員をはじめ、小中学校の食育担当者や給食主任等を対象とした研修会を実施し、衛生・栄養・調理方法等についての知識・技術の向上を図る。

効果的な指導を行うための学校と調理場の連携体制の構築及び支援機能の充実に必要な環境を整える。

(3) 食に関する指導にかかる情報の共有

学校での指導の効果を家庭や地域へも広げるよう、ホームページの活用や給食だよりの発行等により、積極的に情報提供を行う。

盛岡市立小中学校学校給食基本方針改定の要旨

盛岡地域の中学校において行われている給食自由選択方式は、様々な課題があることから、その実施方法を見直すとともに、修正が必要な他の項目と併せて「盛岡市立小中学校学校給食基本方針」の改定を行うものです。

1 給食自由選択方式の課題

- (1) 盛岡地域の中学校で採用している自由選択方式は、自己管理能力の育成や食物アレルギー等による食事制限のある生徒への配慮の点では優れているが、すべての中学生に栄養バランスのとれた完全給食を提供できていない状況であること。
- (2) 給食自由選択方式の対象校 14 校中 3 校が未実施となっていること。
- (3) 事業への今後の参入について意欲を示している事業者はあるものの、現時点では受託できる事業者が 1 者のみとなっていること。

2 検討経過

(1) 盛岡学校給食懇話会の開催

盛岡市立中学校の学校給食の今後の在り方を検討するに当たり、関係者や知識経験者の意見を求め、「第二次学校給食施設整備実施計画」の策定の参考とするため設置しました。

ア 構成

学校関係者、児童生徒の保護者、関係行政機関の職員等

イ 会議の経過

	日時	主な協議事項
第 1 回	8 月 9 日 (木)	学校給食の現状について
第 2 回	10 月 18 日 (木)	中学校給食について
第 3 回	11 月 29 日 (木)	小学校給食について
第 4 回	1 月 17 日 (木)	まとめ

ウ 主な意見

盛岡地域における中学校給食の実施方法に関し、それぞれの手法の利点や課題点について様々な意見が出されたが、「全員が同じ給食を食べる方式」を望む声が多く出されました。

主な意見は、次のとおりです。

- (ア) 食育の観点から、全員が同じ給食を食べる方式が望ましい。
- (イ) 共同調理場方式の学校にも定期的に栄養士が訪問指導しており、食育においての問題はない。
- (ウ) 盛岡地域の中学校では、長年弁当だったこともあり、弁当の良さというものもあったはずである。
- (エ) 給食の利用が全くできないという学校（ミルク給食）が市内に残っていることは、望ましくない。

(2) 盛岡地域の中学校を対象としたアンケートの実施

ア 調査の概要

(ア) 実施期間 平成 30 年 8 月 27 日から平成 30 年 9 月 10 日まで

(イ) 対象

- a 自由選択方式を実施している中学校 11 校の 2 年生生徒及び保護者
- b 自由選択方式が未実施となっている中学校 3 校の 1, 2 年生生徒及び保護者
- c 自由選択方式の対象校 14 校の教職員

	配布数	有効回答数	回収率
生徒	2,324	1,940	83.5%
保護者	2,277	1,600	70.3%
教職員	423	353	83.5%

(ウ) 主な質問内容

給食の好き嫌い、望む給食提供の方法、弁当作り、学校での給食対応等

イ 結果の概要

生徒、保護者及び教職員に共通で調査した「今後の中学校給食の実施方法はどの方法がよいと思うか」については、「全員に同じ給食が提供される方式」と答えた割合は、**生徒が 36.6%、保護者が 75.5%、教職員が 40.5%**であった。これに対して「家庭からの弁当か、市の給食かを選べる選択制方式」と答えた割合は、**生徒が 59.7%、保護者が 22.9%、教職員が 52.1%**でした。

「全員に同じ給食が提供される方式」の理由について最も多かったのは、生徒は「保護者に負担がかからないから」、保護者は「多様な献立が提供され、適切な栄養摂取ができるから」、教職員は「公平に給食が提供されるから」でした。

「家庭からの弁当か、市の給食かを選べる選択制方式」の理由について最も多かったのは、生徒は「選択する自由があるから」、保護者と教職員は「家庭の状況（家族で他に弁当の者がいるなど）に合わせて選べるから」でした。

3 盛岡地域における中学校給食の実施方法の見直し

盛岡地域の中学校給食については、民間事業者の状況、盛岡市学校給食懇話会の意見、盛岡地域の中学校を対象としたアンケートの結果、市議会における決議等について総合的に検討した結果、これまでの給食自由選択方式を見直し、「全員が同じ給食を食べる方式」により実施するものです。

4 今後の予定

今回の基本方針の改定に基づき、学校給食の調理施設の整備についても計画の必要な見直しを行いつつ、平成 32 年度からとなる「第二次学校給食施設整備実施計画」の策定を進めていきます。

改定の主な内容

頁	改定前	改定後	改定理由
2	<p>盛岡市は学校給食の目標を達成するために、「盛岡市学校給食検討会報告書」を尊重し、食育の推進に果たす学校給食の役割、児童生徒数の推移、学校適正配置の考え方、市の財政の見通しなどを踏まえながら、また、示された4つの方向性を土台として、盛岡市立小中学校の学校給食運営事業を実施していくに当たっての基本方針を次のとおり定める。</p>	<p>盛岡市は学校給食の目標を達成するために、「盛岡市学校給食検討会報告書」を尊重しながら、示された4つの方向性を土台として、盛岡市立小中学校の学校給食運営事業を実施してきた。</p> <p>しかしながら、給食自由選択方式については、事業者の給食事業からの撤退等により、受託可能な業者は1者のみとなったため、実施校の拡大が困難な状況となった。</p> <p>また、平成30年6月市議会定例会において、中学校給食における格差の解消と、給食自由選択方式による運営方法の見直しを求める「盛岡市の中学校給食の格差是正を求める決議」が、全会一致で可決された。</p> <p>これらのことから、教育委員会では、民間事業者の状況、平成30年7月に設置した盛岡市学校給食懇話会の意見、盛岡地域の中学校を対象としたアンケート結果、市議会における決議等について総合的に検討し、盛岡地域の中学校給食について、これまでの給食自由選択方式を見直すこととし、新たに「盛岡市学校給食の4つの方向性」を次のとおり定める。</p> <p>【盛岡市の学校給食の4つの方向性】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全ての盛岡市立小中学校において、完全給食を実施する。 2 児童生徒の健全な成長及び健康の保持のため、給食の安全安心の確保に努める。 3 学校給食を通じた食育の推進を図る。 4 安定した学校給食の実施のため、合理的な運営方法の在り方を検討し、常に業務の効率化に努める。 	<p>盛岡地域の中学校給食の実施方式を「給食自由選択制」から「全員が同じ給食を食べる方式」に見直すこととなった経緯等についての記載を加えたものです。</p>

		<p>食育の推進に果たす学校給食の役割，児童生徒数の推移，学校適正配置の考え方，市の財政の見通し等を踏まえながら，この4つの方向性を土台として，盛岡市立小中学校の学校給食運営事業を実施するための基本方針を次のとおり定める。</p>	
3	<p>2 給食の実施内容</p> <p>(1) 完全給食の実施</p> <p>全ての市立小学校において，完全給食を実施する。</p> <p>全ての市立中学校において，選択制給食を含む完全給食を実施する。</p>	<p>2 給食の実施内容</p> <p>(1) 完全給食の実施</p> <p>全ての市立小中学校において，完全給食を実施する。</p> <p>実施方法は，「全員に同じ給食が提供される方式」とする。ただし，盛岡地域の中学校給食については，新たな施設による供給体制が構築されるまでの間は，給食自由選択方式を継続し，給食の提供が中断されないよう配慮する。</p>	<p>盛岡地域の中学校給食を「給食自由選択方式」から「全員に同じ給食が提供される方式」に見直すことによる改定です。</p>
3	<p>(3) 食物アレルギーへの対応</p> <p>できるだけ多くの児童生徒が，学校給食を食べることができるよう，食物アレルギーに配慮した献立を作成するとともに，児童生徒や調理場の個別の状況に合わせた柔軟な対応に努める。</p> <p>食物アレルギーの原因となる食品については，当該児童生徒及びその保護者に対して，食品衛生法に基づいて表示が義務化又は推奨されている品目の使用状況等の必要な情報を提供する。</p>	<p>(3) 食物アレルギーへの対応</p> <p>学校給食における食物アレルギーへの対応については，食物アレルギーのある児童生徒の増加に伴い，各調理場における対応が複雑化していることから，児童生徒の安全を第一に考え，安全安心な学校給食を安定的に提供するため，学校給食調理場における食物アレルギー対応の基本方針を別に定め，関係機関と連携しながら対応する。</p>	<p>食物アレルギー対応については，学校給食調理場における食物アレルギー対応の基本方針（平成30年1月盛岡市教育委員会）に基づき対応していることによる改定です。</p>
	<p>(4) 食材</p> <p>エ 「盛岡市食育推進計画」の「7 食育に関する指標」の「学校給食における県産食材活用割合」が達成されるよう努める。</p>	<p>(4) 食材</p> <p>エ 「盛岡市食育推進計画」の，給食における県産食材活用割合の目標が達成されるよう努める。</p>	<p>盛岡市食育推進計画は，5年毎の計画（現在は，第3次計画）であり，目標の名称や項番号は，その都度変わることから，それに対応するための改定です。</p>

議案第2号

盛岡市教育支援委員会委員の委嘱について

盛岡市教育支援委員会条例（平成28年条例第40号）第2条の規定に基づき盛岡市教育支援委員会委員を次のとおり委嘱するものとする。

平成31年4月26日提出

盛岡市教育委員会教育長 千葉 仁 一

委嘱（平成31年5月1日付け）

氏 名	住 所	生 年 月 日	区 分
佐 藤 淳			教育職員

提案理由

盛岡市教育支援委員会委員の欠員に伴い、新たに委員を委嘱しようとするものである。

平成30・31年度盛岡市教育支援委員会委員

No.	所属	役職名	氏名	ふりがな	備考
1	岩手県立療育センター	診療部長 (整形外科)	北川 由佳	きたがわ ゆか	
2	岩手愛児会 (ことりさわ学園)	医師 (小児科)	赤坂 徹	あかさか とおる	
3	盛岡市医師会	医師 (耳鼻いんこう科)	村井 盛子	むらい せいこ	
4	岩手県立療育センター	児童精神科長 (精神科)	加藤 幹	かとう かん	
5	岩手県立中央病院	眼科長	吉田 憲史	よしだ けんじ	
6	盛岡市立厨川小学校	校長	山崎 伸一	やまざき しんいち	
7	盛岡市立生出小学校	校長	佐藤 淳	さとう あつし	新規
8	盛岡市立太田幼稚園	園長	佐藤 みき子	さとう みきこ	
9	岩手大学教育学部	准教授	佐々木 全	ささき ぜん	
10	岩手県福祉総合 相談センター	主査児童心理司	中村 容子	なかむら ようこ	
11	盛岡市立ひまわり学園	園長	佐々木 聡暢	ささき としのぶ	
12	盛岡市子ども未来部 母子保健課	副主幹	大志田 久美子	おおしだ くみこ	
13	盛岡市保健福祉部 障がい福祉課	主査	濱 伸哉	はま のぶや	

任期 平成32年4月30日まで

議案第3号

盛岡市芸術文化推進計画の策定に係る市長への意見の申出について

平成31年4月19日付け31盛協第509号で市長から意見照会のあった標記の件について、同意するものとする。

平成31年4月26日提出

盛岡市教育委員会教育長 千葉 仁 一

提案理由

盛岡市芸術文化推進計画を定めるに当たり、教育委員会の意見を求められたことに対し、市長あて意見を申し出るものである。